

内 市

令和 2年 8月 11日

各 所 属 長 様

市 民 課 長

電柱等に設置している「街区表示板」破損個所の通報について（依頼）

市民課では、平成7年度から市内の電柱等に「街区表示板（添付写真のとおり）」を設置しておりますが、設置から20年以上経過し、破損又は老朽化により危険な状態となっているものがあります。

現在、市民課担当職員により確認を行っていますが、市内の設置個所は、4,500箇所以上と多大であるため、発見が遅れ通行人へ危険が及ぶことも考えられます。

つきましては、ご多忙中恐縮ですが、下記のとおり貴所属の職員への周知をお願いします。

（住民係）

記

1 街区表示板破損等の通報について

自宅周辺や通勤・出張等の際に、破損している街区表示板を発見した場合は、速やかに市民課へ通報してください。

2 通報方法

定型書式に掲載されている「街区表示板破損等危険箇所の情報提供書」を送付又は電子メールで担当者に送付していただくか、電話等で破損箇所をご連絡ください。

3 通報内容

(1) 破損している街区表示板の場所・地図

（例・〇〇町一丁目1番 ××商店前の電柱
〇〇町二丁目3番地 ××ビル付近 等）

(2) 街区表示板の破損状態

（例 電柱から外れてぶら下がっている、折れて歩道に張り出している等）

4 注意点

街区表示板や電柱固定用バンドは金属製です。ふちや折れ目に触れた場合、けがの恐れがありますので、注意してください。

5 対応

市民課職員が現地を確認し、破損した街区表示板の撤去等を行います。

6 その他

近隣住民から街区表示板の破損の情報があった際には、市民課住民係に取り次ぎください。

電柱等に設置された街区表示板については、東京電力やNTT東日本等の管理ではありませんので、ご注意ください。

ご不明な点は、市民課住民係に問い合わせてください。

正常な状態



破損の例



《住居表示地区》

岩神町一～四丁目
昭和町一～三丁目
平和町一・二丁目
国領町一・二丁目
住吉町一・二丁目
若宮町二～四丁目
城東町二～五丁目
大手町一～三丁目
紅雲町一・二丁目
千代田町一～五丁目
本町一～三丁目
表町一・二丁目
三河町一・二丁目
朝日町一～四丁目
文京町一～四丁目
南町一・二丁目

※上記地区外にも街区表示板が設置されています。

【担当】

市民課住民係 細野・田部井

(内線) 3122

(直通) 027-898-6122